

別紙

1. 変更事項

4. 地域再生計画の目標

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要の内容

(5-2) 法第5章の特別措置を適用して行う事業

①道整備交付金を活用する事業

[整備量及び事業費] の内容

②汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業期間]、[整備量] 及び [事業費] の内容

7. 地域再生計画の目標の達成に係る評価に関する事項の内容

(添付資料) 4. 整備箇所図の内容

2. 変更事項の内容

新旧対照表

新	旧
<p>4. 地域再生計画の目標</p> <p>【地域再生の目標】</p> <p>久万高原町では、「ひと・里・森がふれあいともに輝く元気なまち」というテーマに基づいた取り組みを講じる。特に今回の地域再生事業では「森の再生」と「里の再生」に大別して事業を実施するもので、既存の地域資源の活用と新たな交流人口の増加に結びつけ、地球規模での環境の再生、地域経済の再生を目指すものである。</p> <p>森の再生については、町の総面積583.66km²の約90%を占める山林、その約80%が人工林となっている久万</p>	<p>4. 地域再生計画の目標</p> <p>【地域再生の目標】</p> <p>久万高原町では、「ひと・里・森がふれあいともに輝く元気なまち」というテーマに基づいた取り組みを講じる。特に今回の地域再生事業では「森の再生」と「里の再生」に大別して事業を実施するもので、既存の地域資源の活用と新たな交流人口の増加に結びつけ、地球規模での環境の再生、地域経済の再生を目指すものである。</p> <p>森の再生については、町の総面積583.66km²の約90%を占める山林、その約80%が人工林となっている久万</p>

高原町において、森林資源の活用こそが町を再生させる大きな要因となっている。

現在、町にある山林は林家自らが整備し良質の材を生み出す産地と高齢化や不在地主等によって放置された荒廃する林野とに大きく2分される。

まず、林家が良質の材を生み出す産地については、引き続き林道網等のインフラを整備し、木材の搬出等を低コストで円滑に行なえる基盤整備を継続して実施する。

その一方で、高齢化や不在地主等によって放置された山林については、官民一体となった「森林再生支援事業」で間伐を実施し、それらを効率的に搬出するための高密度道路網の整備を行うことにより、搬出経費の削減を図る。さらに、流域の荒廃林野については、行政による積極的な介入によって、小規模な個人所有者を集めて団地化することにより、計画的かつ効率的な間伐を促進するための新たな林道整備を行うとともに、杉、桧等の針葉樹から、桜、クヌギ、ナラ等の広葉樹へと転換を図り、荒廃林のもたらすさまざまな問題の解決に向けた取り組みの第一歩として位置付ける。また、放置林や労働力不足等の問題を解決するため「(株)いぶき」の充実を図り森林整備に努める。

里の再生については、流域の荒廃林野の整備により災害の少ない安心して暮らせる里作りに取り組む。また、下水処理施設等の整備により清流仁淀川の水質保全に取り組むことにより、下流域の人々との交流を通して清流仁淀川源流の里として、イメージを確立させ入込み観光客の増大を図る。また、道の駅や古い民家を活用した観光拠点である「ふるさと村」等、既存の観光施設等の有効利用と新たに平成19年を目処に特産品の販売所を設け農林業の活性化を図る。このような取り組みを一体的に行い、地域の商店街の活性化、定住人口の増加を目指すものとする。

特に、主要道路沿線については、針葉樹から広葉樹

高原町において、森林資源の活用こそが町を再生させる大きな要因となっている。

現在、町にある山林は林家自らが整備し良質の材を生み出す産地と高齢化や不在地主等によって放置された荒廃する林野とに大きく2分される。

まず、林家が良質の材を生み出す産地については、引き続き林道網等のインフラを整備し、木材の搬出等を低コストで円滑に行なえる基盤整備を継続して実施する。

その一方で、高齢化や不在地主等によって放置された山林については、官民一体となった「森林再生支援事業」で間伐を実施し、それらを効率的に搬出するための高密度道路網の整備を行うことにより、搬出経費の削減を図る。さらに、流域の荒廃林野については、行政による積極的な介入によって、小規模な個人所有者を集めて団地化することにより、計画的かつ効率的な間伐を促進するための新たな林道整備を行うとともに、杉、桧等の針葉樹から、桜、クヌギ、ナラ等の広葉樹へと転換を図り、荒廃林のもたらすさまざまな問題の解決に向けた取り組みの第一歩として位置付ける。また、放置林や労働力不足等の問題を解決するため「(株)いぶき」の充実を図り森林整備に努める。

里の再生については、流域の荒廃林野の整備により災害の少ない安心して暮らせる里作りに取り組む。また、下水処理施設等の整備により清流仁淀川の水質保全に取り組むことにより、下流域の人々との交流を通して清流仁淀川源流の里として、イメージを確立させ入込み観光客の増大を図る。また、道の駅や古い民家を活用した観光拠点である「ふるさと村」等、既存の観光施設等の有効利用と新たに平成19年を目処に特産品の販売所を設け農林業の活性化を図る。このような取り組みを一体的に行い、地域の商店街の活性化、定住人口の増加を目指すものとする。

特に、主要道路沿線については、針葉樹から広葉樹

<p>への転換を図ることにより、自然そのものを有効な観光資源として再生させ、合併後、新町として新たに選定した観光スポット 21 選の一つである「<u>県指定史跡 仰西渠</u>」、また既存の<u>農産物直売施設</u>へのアクセス道である町道の改良等を行い、<u>利便性向上に伴う農産物の出品数の増加を図ること</u>などにより、交流人口の拡大に結びつけるとともに、古くから栄えた門前町の商店街として、情緒あふれる一体的な整備を行い、地域経済の活性化・再生を目指す。</p> <p>(略)</p> <p>(目標 5) 污水处理施設の整備の促進 (污水处理施設人口普及率 50%から <u>62%</u>) (水洗化率 30%から <u>42%</u>)</p> <p>(目標 6) <u>観光入込客数の減少傾向への歯止め</u> (<u>対前年比減少傾向を平成 21 年末で対前年比横並びまで上昇</u>)</p>	<p>への転換を図ることにより、自然そのものを有効な観光資源として再生させ、合併後、新町として新たに選定した観光スポット 21 選の一つである「<u>県指定史跡 仰西渠</u>」へのアクセス道である町道の改良等により、交流人口の拡大に結びつけるとともに、古くから栄えた門前町の商店街として、情緒あふれる一体的な整備を行い、地域経済の活性化・再生を目指す。</p> <p>(略)</p> <p>(目標 5) 污水处理施設の整備の促進 (污水处理施設人口普及率 50%から <u>70%</u>) (水洗化率 30%から <u>50%</u>)</p>
<p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>(5-1) 全体の概要</p> <p>「森の再生」については、戦後 60 年間で失われた山の自然美、環境を取り戻すため、長期的な展望に立ち、施策を継続させていくものとし、基幹林道の「林道向山線」、「長崎明神山線」及び「東古味西谷線」、並びに林道「<u>ゴンゲン線</u>」、「<u>シロヤマ線</u>」、「<u>竹谷山線</u>」、「<u>ナガサコ線</u>」、「<u>芋坂支線</u>」、「<u>ヤマゴロ線</u>」及び「<u>相ノ木線</u>」を開設することにより、連絡した路線となり広域的な森林施業を図り、「林道梅ヶ谷永子線」の改良・舗装、「林道長崎明神山線」の改良及び「林道トロメキ稲村線」の舗装を行うことにより、施業ポイントまでのアクセス効率化や高性能林業機械等を利用した森林整備も可能となり、森林施業の効率化や放置林の減少が図られる。また、「林道長崎元井谷線」の法面改良により、冬期の霜崩れや雨水等による崩壊などを防止でき、安定した森林施業が可能となる。さらに、「<u>町道中津線</u>」、「<u>町道宮の前明神線</u>」及び「<u>町道</u></p>	<p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>(5-1) 全体の概要</p> <p>「森の再生」については、戦後 60 年間で失われた山の自然美、環境を取り戻すため、長期的な展望に立ち、施策を継続させていくものとし、基幹林道の「林道向山線」、「長崎明神山線」及び「東古味西谷線」、並びに林道「<u>ゴンゲン線</u>」、「<u>シロヤマ線</u>」、「<u>竹谷山線</u>」、「<u>ナガサコ線</u>」、「<u>芋坂支線</u>」及び「<u>ヤマゴロ線</u>」を開設することにより、連絡した路線となり広域的な森林施業を図り、「林道梅ヶ谷永子線」の改良・舗装、「林道長崎明神山線」の改良及び「林道トロメキ稲村線」の舗装を行うことにより、施業ポイントまでのアクセス効率化や高性能林業機械等を利用した森林整備も可能となり、森林施業の効率化や放置林の減少が図られる。また、「林道長崎元井谷線」の法面改良により、冬期の霜崩れや雨水等による崩壊などを防止でき、安定した森林施業が可能となる。さらに、「<u>町道中津線</u>」及び「<u>町道宮の前明神線</u>」の拡幅工事を行うことによ</p>

「栄谷線」の拡幅工事を行うことにより、集落から国道へ結ぶ連絡区間で大型木材運搬車との離合や、観光拠点までの一般車両同士の離合ができ、スムーズで安全な通行が可能となる。なお、本計画の道路整備交付金の対象となっている町道中津線については、昭和 58 年 3 月 9 日に町道として認定している。また、林道については平成 15 年 12 月 26 日樹立の中予山岳地域森林計画及び平成 18 年 12 月 28 日変更の同計画に記載されている。

「里の再生」については、水源の里としての責務を果たしながら、地域住民、各種団体などとの協働により地域経済等の再生に向けた取り組みを展開するものとし、公共下水道事業により処理場を増設し処理能力を向上させ、管渠布設等により利用範囲の拡大を図る。また、下水道事業が実施できない周辺地域では浄化槽設置事業により、既存の単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えを含め浄化槽設置を推進し、生活様式の向上や公共用水域の水質浄化を図る。なお、本計画の汚水処理施設整備交付金の対象となる公共下水道事業については、平成 16 年 10 月 19 日付けで下水道法第 4 条の規定による認可を受けており、平成 20 年度当初に変更認可申請を行う予定である。

(5-2) 法第 5 章の特別措置を適用して行う事業

①道整備交付金を活用する事業

※整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

(略)

[整備量及び事業費]

・町道 0.7km、(基幹)林道 6.1km、林道 26.2km

・総事業費 2,688,000 千円

町道 260,000 千円 (うち交付金 130,000 千円)

林道 2,428,000 千円 (うち交付金 1,211,312 千円)

り、集落から国道へ結ぶ連絡区間で大型木材運搬車との離合や、観光拠点までの一般車両同士の離合ができ、スムーズで安全な通行が可能となる。なお、本計画の道路整備交付金の対象となっている町道中津線については、昭和 58 年 3 月 9 日に町道として認定している。また、林道については平成 15 年 12 月 26 日樹立の中予山岳地域森林計画及び平成 18 年 12 月 28 日変更の同計画に記載されている。

「里の再生」については、水源の里としての責務を果たしながら、地域住民、各種団体などとの協働により地域経済等の再生に向けた取り組みを展開するものとし、公共下水道事業により処理場を増設し処理能力を向上させ、管渠布設等により利用範囲の拡大を図る。また、下水道事業が実施できない周辺地域では浄化槽設置事業により、既存の単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えを含め浄化槽設置を推進し、生活様式の向上や公共用水域の水質浄化を図る。なお、本計画の汚水処理施設整備交付金の対象となる公共下水道事業については、平成 16 年 10 月 19 日付けで下水道法第 4 条の規定による認可を受けている。

(5-2) 法第 4 章の特別措置を適用して行う事業

①道整備交付金を活用する事業

※整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

(略)

[整備量及び事業費]

・町道 0.6km、(基幹)林道 6.1km、林道 25.8km

・総事業費 2,609,600 千円

町道 220,000 千円 (うち交付金 110,000 千円)

林道 2,389,600 千円 (うち交付金 1,192,112 千円)

②汚水処理施設整備交付金を活用する事業

※整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

[事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度～21年度
- ・浄化槽（市町村設置型） 平成17年度～21年度

[整備量]

- ・公共下水道 主要管渠φ75～200 11,065m
単独事業費分 2,088m
処理場 1ヶ所
- ・浄化槽（市町村設置型） 110基
なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。
公共下水道 久万処理区で469人、浄化槽 下水整備地域を除く地区で244人

[事業費]

公共下水道 事業費 967,600千円
(うち交付金 500,300千円)
単独事業費 180,200千円
浄化槽（市町村設置型） 事業費 104,027千円
(うち交付金 34,674千円)
単独事業費 16,500千円

合計 1,071,627千円
(うち交付金 534,974千円)
単独事業費 196,700千円

②汚水処理施設整備交付金を活用する事業

※整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

[事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度～20年度
- ・浄化槽（市町村設置型） 平成17年度～21年度

[整備量]

- ・公共下水道 主要管渠φ75～200 8,800m
処理場 1ヶ所
- ・浄化槽（市町村設置型） 110基
なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。
公共下水道 久万処理区で1,004人、浄化槽 下水整備地域を除く地区で244人

[事業費]

公共下水道 事業費 1,145,000千円
(うち交付金 600,850千円)
単独事業費 299,000千円
浄化槽（市町村設置型） 事業費 104,027千円
(うち交付金 34,674千円)
単独事業費 16,500千円

合計 1,249,027千円
(うち交付金 635,524千円)
単独事業費 315,500千円

7. 地域再生計画の目標の達成に係る評価に関する事項

「森の再生事業」及び「里の再生事業」

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握するとともに、汚水処理人口普及率調べや観光客動態調査等により達成状況や内容の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

7. 地域再生計画の目標の達成に係る評価に関する事項

「森の再生事業」

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握するとともに、関係行政機関及び必要に応じた学識経験者等の参加する「地域再生協議会」により達成状況や内容の評価・検討を行うこととする。

「里の再生事業」

4に示す数値目標に照らして毎年度末に状況を調査し、必要に応じて事業の内容の見直しを図るため

	<p><u>に、町当局に事業評価委員会（仮称）を設置し、施設の整備状況等について評価・検討を行う。</u></p> <p><u>なお、整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われていることについて、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査等を同協議会において把握し、必要に応じて町に対して適切な措置をとるよう提言する。</u></p>
(添付資料) 4. 整備箇所図(別添)	